

足立区障がい福祉センターあり方検討委員会（第2回）

議事次第

平成30年11月13日（火）

14:00から16:30

足立区障がい福祉センター 研修室

議題：

1 生活体験係における課題解決とその検証方法について

2 その他

○配布資料

資料1 足立区障がい福祉センターあしすと 概略

資料2 平成30年度 足立区障がい福祉センター 虐待防止マニュアル
虐待防止マニュアル 別紙（委員のみ）

資料3 報告書是正措置とその対応（委員のみ）

資料4 改善策とスケジュール（案）イメージ

資料5 足立区障がい福祉センター 指導検査・第三者評価受審状況

足立区障がい福祉センターあしすと 概略

■ 開設前

平成2年 足立区東部障害福祉総合センター（現 神明障がい福祉施設）開設

平成3年 足立区西部障害福祉総合センター（現 谷在家障がい福祉施設）開設

それぞれに事業係・生活実習係・福祉作業係と、出先事業所の幼児指導係

平成8年 区役所新庁舎移転に伴う組織再編で障害福祉課と高齢福祉課を合併し在宅福祉課に

平成10年 基幹センター構想を検討し区長・議会に説明、同意を得る

平成11年 障害福祉課再設置 足立区障害基幹センター（仮称）検討委員会設置（別紙参照）
東西生活実習係の運営委託（段階的に職員を入れ替える）

平成12年 足立区中央障害福祉センター（仮称）の建設について（基本計画）策定

平成13年 既存建物解体・建設工事着手

旧名称	対象者と事業内容	事業の位置付け	現名称
事業係	相談、啓発 中途障がい者の機能訓練等	身体障害者B型センター	自立生活支援室 社会リハビリテーション室
生活実習係	重度重複障がい者通所訓練	法外	生活体験室
福祉作業係	中軽度知的障害者作業訓練	知的障害者通所授産施設	就労促進訓練室
幼児指導係	障害児療育・訓練	通園デイサービス	幼児発達支援室

■ 開設後

平成15年 足立区障害福祉センターあしすと 開設（愛称のあしすとは公募で決定）

支援費制度施行、東西の障害福祉総合センターは通所機能に純化し民間委託

平成18年 障害者自立支援法施行 各事業を新体系に移行

	開設時	現在
自立生活支援室	市町村障害者生活支援	市町村障害者相談支援事業 指定一般・指定特定相談支援事業 障害児相談支援事業
社会リハビリテーション室	身体障害者デイサービス	自立訓練（機能訓練・生活訓練）
生活体験室	知的障害者通所更生施設	生活介護 *開設時は自立訓練（生活訓練）
就労促進訓練室	知的障害者通所授産施設	就労移行支援・地域定着支援
幼児発達支援室	知的障害児通園施設	児童発達支援センター

- 平成 21 年 名称を足立区障がい福祉センターに変更
- 平成 23 年 移動支援従事者養成研修 開講
- 平成 24 年 障害者自立支援法・児童福祉法一部改正施行
 指定特定・指定一般相談支援事業所、障害児相談支援事業所の指定を受ける
 基幹相談支援センターとして位置付け
 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行
 市町村虐待防止センターのとして位置付け
- 平成 25 年 障害者の日常生活及び社会生活を支援するための法律施行
- 平成 27 年 介護職員等によるたん吸引等の実施のための研修 開講
- 平成 28 年 生活体験室が東京都重症心身障害者通所事業（地域施設活用型）の指定を受ける
 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行
 相談支援専門員初任者研修 開講（平成 29 年まで）
- 平成 30 年 相談支援専門員現任研修 開講

■ 職員体制の変遷

平成 15 年 4 月開設時

職種	事務	福祉	心理技術	理学療法士	作業療法士	保健師	看護師	言語聴覚士	栄養士	調理員	合計
常勤	6	34	3	2	2	1	3	0	0	2	53
非常勤	0	5	3	2	2	0	1	3	1	2	19
合計	6	39	6	4	4	1	4	3	1	4	72

平成 30 年 4 月時点

職種	事務	福祉	心理技術	理学療法士	作業療法士	保健師	看護師	言語聴覚士	栄養士	相談員	就労コーディネーター	生活支援員	調査員・再任用	合計
常勤	5	42	2	3	2	0	4	0	0	0	0	0	0	58
非常勤	0	0	11	2	5	0	1	6	1	6	4	2	3	41
合計	5	42	13	5	7	0	5	6	1	6	4	2	3	99

足立区障害基幹センター検討委員会 報告書(案)【概要】

－ 障害者の自立と社会参加を推進するための判定・訓練・調整を中核機能とする障害専門機関 －

平成 11 年 7 月

足立区障害基幹センター(仮称)検討委員会

第1章 障害施策の現状

1. 障害福祉施策を取り巻く状況の変化 国：障害者基本法・障害者プラン・地域生活支援事業の創設、公的介護保険制度の導入
都：ノーマライゼーション推進東京プラン、都心障センター機能見直し
2. 足立区における障害福祉施設の現状 法内施設整備、親の会・父母の会の法人化、公民の役割分担の見直しが必要、中途障害者施策の遅れ

第2章 足立区障害福祉総合センターの現状と課題

1. 現状
(1) 障害センターの地域リハビリテーションにおける位置と役割：社会生活復帰へ向けたリハビリを領域としてきたが、利用者が特定の障害に偏っていた
(2) 地域の相談機関と障害センター：他の相談部門との体系的な位置付けがなされてこなかった
(3) サービス提供機関としての障害センター：先天性障害者と肢体不自由を主とする中途障害者に対する通所訓練が中心
2. 課題
(1) 障害者に利用しやすい環境整備：一般来談者への交通の便が悪く、多様な障害者の利用を阻む一因となっている
(2) 社会リハビリと職業リハビリの一体化：職業リハビリ部門の確立と社会リハビリとの一体的な取り組みで、効率的なリハビリゴール達成が必要
(3) オール障害対応のサービス課題：聴覚・視覚障害等、多様な障害者への対応が求められている
(4) 関係機関への支援・連携・調整機能：医療・保健・福祉・教育・労働などの関係機関と、相談・サービス提供部門の、公民を問わない連携・支援が不可欠

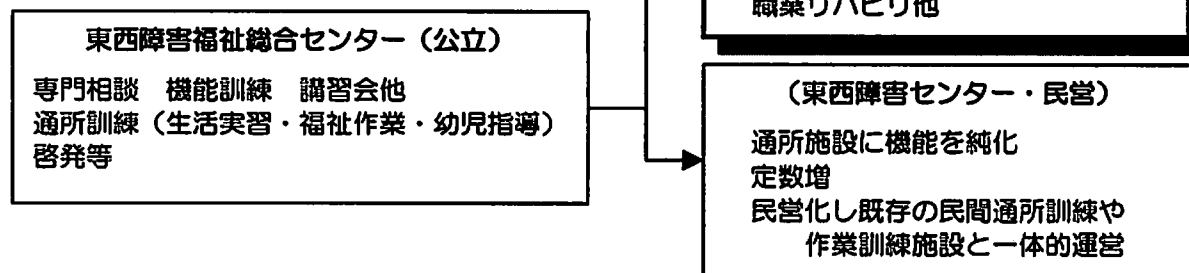
第3章 障害基幹センター構想

民間で処遇可能な事業は民間に委ね、公的部門は専門支援機能を中核機能とした事業展開を図る

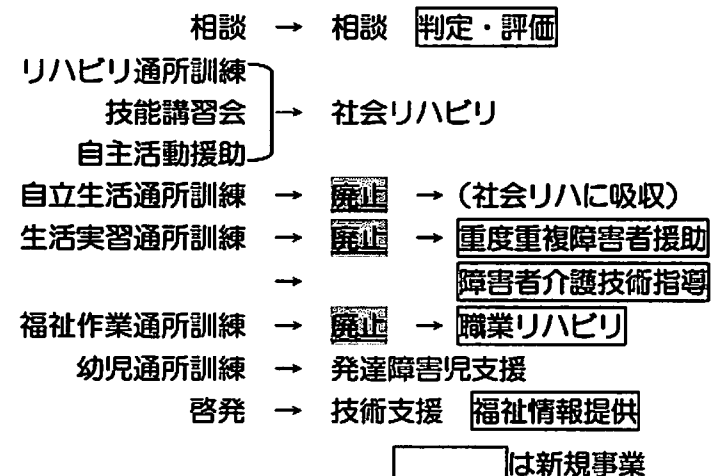
1. 新たな障害センターの方向性
(1) 社会リハ・職業リハ機能強化
(2) 介護保険サービス・医療リハビリ分野との機能分担と連携
(3) 関係機関(都センター・福祉事務所等)との機能分担・連携支援
(4) 通所施設のオープン化
(5) 社会資源開発・育成機能
(6) 障害者の利便性を考慮した場所への移転

第4章 障害基幹センターの機能

【障害センター再編成図】



【既存事業と障害基幹センター事業】



足立区障がい福祉センターあり方検討委員会	
第2回（2018年11月13日）	資料2

平成30年度
足立区障がい福祉センター
虐待防止マニュアル

足立区障がい福祉センター

マニュアルの構成

- 1 マニュアルの目的・位置づけ
- 2 実施体制
- 3 虐待防止委員会
- 4 障害者虐待防止法の理解と対応及び「障がい福祉センター虐待防止研修ブック」の活用と研修計画について
- 5 倫理綱領・行動規範
- 6 障がい者及びその家族からの苦情の処理の体制
- 7 関連要綱・手引・マニュアル・通知等
- 8 本マニュアルの見直しについて

(別紙)

- 1 「障がい福祉センター虐待防止研修ブック」
 - 虐待防止法研修用冊子
 - セルフチェック表
 - A：体制整備チェックリスト
 - B：虐待防止に関する取り組みの推進・改善シート
 - C：職員セルフチェックリスト
 - D：早期発見チェックリスト
- 2 係長会での「虐待防止・苦情・危機管理に関する事項」の検討・集積の定型化について
- 3 倫理要綱・行動規範
 - 「足立区職員行動指針」
 - 「足立区職員倫理要綱」
 - 「体罰・性的嫌がらせ等の禁止について」
 - 「虐待防止について」
- 4 あしすと内要綱等
 - 「足立区障がい福祉センター苦情解決実施要綱」
 - 「足立区障がい福祉センター安全衛生委員会運営要領」（安全衛生）
 - 「足立区障がい福祉センター危機管理実施要綱」（事故防止・危機管理）
- 5 30年度各種役割及び研修計画について
 - 役割表
 - 足立区障がい福祉センター「あしすと」苦情解決組織 30年度（役割及び掲示用）
 - 年間計画

1 マニュアルの目的・位置づけ

<目的>

本マニュアルは、足立区障がい福祉センターにおいて、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、虐待の防止とその適切な対応を実施する体制を確立し、利用者の安全と人権保護に資することを目的とする。

<位置づけ>

本マニュアルは、足立区障がい福祉センター共通のマニュアルである。

ただし、

- ・ 各障害者総合支援法、児童福祉法の指定事業に関しては、本マニュアルの対応基準とするが、各事業固有の取組については別に定めるものとする。
- ・ 自立生活支援室の虐待防止センターとしての取組は「足立区障害者虐待の防止と対応マニュアル」の通りとする。

2 実施体制

虐待防止の責任主体を明確にするため、センター所長を責任者として虐待の早期発見・防止のための体制を次の通り整備する。

- (1) 所長を虐待防止責任者とする。
- (2) 係長級職員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者を虐待防止推進委員（虐待防止マネージャー）とする。
- (3) センター内全常勤職員を虐待防止啓発員とする。
- (4) その他の職員等について、本マニュアルにおいては、次のとおり定義する。
センター職員：常勤職員・非常勤職員・臨時職員
センター関係職員：センター内で従事する業者職員・委託事業職員

<虐待防止責任者（所長）の責務>

- (1) 虐待を未然に防止、早期発見するために、定期的に現場を巡視するとともに、チェックリスト（A：体制整備チェックリスト）やシート（B：虐待防止に関する取り組みの推進・改善シート）を活用して虐待防止の推進について、チェックとモニタリングを行う。
- (2) 虐待防止推進者の）その他、虐待防止、早期発見、適切な対応に関する取組状況について進捗管理する。
- (3) 自ら、虐待防止責任者として、虐待防止研修（管理者向け）を受講するとともに、センター職員全員に対し、虐待防止等に必要な研修を受講させる。またセンター関係職員についても必要な研修体制を整える。
- (4) ヒヤリングその他の機会を通じて職員からの報告が適切に行われるようにする。

<虐待防止推進者＝マネージャー（係長級職員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者）の責務>

- (1) 虐待を未然に防止、早期発見するために、係内の状況を把握するとともにチェックリスト（A：体制整備チェックリスト）やシート（B：虐待防止に関する取り組みの推進・改善シート）を活用して虐待防止の推進について、チェックとモニタリングを行う。
- (2) 各事業に必要な運営規程等に、虐待に関する規程を定める。

- (3) 虐待防止のための倫理規程、行動規範を、各係職員に周知するとともに、意識・関心を高めるための掲示物等を掲示する。
- (4) 「C：職員セルフチェックリスト」の活用を図り、係職員の虐待への意識やサービス提供や相談・支援等の状況把握を行う。
- (5) 虐待発見時の報告、対応方法について、各係職員に周知するとともに、「D：早期発見チェックリスト」の利用を徹底する。
- (6) 「障がい福祉センター虐待防止研修ブック（職場内虐待防止法研修用冊子・チェックリスト・報告シート）」、「障害福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引き」等を活用し、係内研修を実施する。【年1回は必須、異動者は随時】
- (7) その他、虐待防止、早期発見、適切な対応に関する計画を作成する。【事業計画】
- (8) ヒヤリングその他の機会を通じて職員からの報告が適切に行われるよう努める。

<虐待防止啓発員（全常勤職員）の責務>

- (1) 虐待防止、早期発見、適切な対応を実践するとともに、虐待防止責任者、虐待防止推進者へ必要な報告を行う。
- (2) 常勤以外のセンター職員、関係者に対して、虐待防止、早期発見、適切な対応について、啓発を行う。

<センター職員・関係者の責務>

- (1) 虐待防止、早期発見、適切な対応を実践するとともに、虐待防止責任者、虐待防止推進者等へ必要な報告を行う。

3 虐待防止委員会

本マニュアルのセンターにおける虐待の防止とその適切な対応を実施するため、虐待防止委員会を設置し、下記の取り組みを行う。

- (1) 障がい者虐待の防止、早期発見のための職員一人ひとりの虐待防止及び人権保護意識の醸成、共有
- (2) 実施体制の整備及び虐待防止委員会の運営
- (3) 障がい福祉センターにおける虐待防止及び対応マニュアルの整備

<虐待防止委員会の構成>

虐待防止委員会は次の者により構成する。

- (1) 虐待防止責任者（委員長）：所長
- (2) 虐待防止推進委員のうち係長級の職員
- (3) その他センター長が必要と認める者

<虐待防止委員会の活動>

- (1) 障がい者虐待の防止、早期発見に関する計画
- (2) 障がい者虐待等不適切な対応事例発生後の検証と再発防止策の検討
- (3) 苦情解決実施要綱に基づき対応する苦情案件や、危機管理実施要綱に基づき集積した事事故事例やヒヤリ・ハット事例のうち、障がい者虐待の防止、早期発見及び対応策に関する事例の集積・評価・検証

<委員会の実施方法>

- (1) 虐待防止委員会の開催は、概ね月一回～二回とする。ただし、必要に応じて臨時の委員会を開催できるものとする。
- (2) 虐待防止委員会は、係長会にて、苦情解決の検討や危機管理委員会の検討とあわせて行い、情報の集約、一元化を行う。→【係長会での「虐待防止・苦情・危機管理に関する事項」の検討・集積の定型化について】
- (3) 虐待防止委員会での検討結果については、各係に周知する。
- (4) 虐待防止委員会での検討結果については、苦情解決第三者委員会にて報告する他、第三者委員に助言を求める。

4 障害者虐待防止法の理解と対応及び「障がい福祉センター虐待防止研修ブック」の活用と研修計画について

障がい者虐待の定義、理解と対応については、「障がい福祉センター虐待防止研修ブック」内の「職場内虐待防止法研修用冊子」の通りとする。

<通報義務> 冊子 P. 4~5

障害者虐待防止法には、全ての人は障害者を虐待してはならないと定められており、さらに、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した人（障害者虐待の疑いに気がついた人）は、区市町村等へ速やかに通報する義務があるとする、幅広い通報義務が定められている。

【重要】 障害者虐待防止法では、施設や事業所の中で障害者虐待の疑いのある事案が起きた場合の通報は「義務」なので、「通報しない」という選択肢はない。虐待をしたと思われる職員を施設長等が注意して終わらせてしまい、通報しないで済ませる、ということもできない。必ず通報した上で、区、都の事実確認を受けることが必要です。

足立区の通報受付機関は下記及び別紙の通り。

- ・あしすと（虐待専用 5681-1414）地域生活支援担当係長 自立係長 主査 主任
- ・身体・知的：障がい福祉課 中部援護、東部援護、西部援護、北部援護、千住援護
- ・精神：千住保健センター、江北保健センター、竹の塚保健センター、
中央本町地域・保健総合支援課、東部保健センター

通報後の区としての通報受付後の対応は、「足立区障害者虐待の防止と対応マニュアル」の通り。

<身体拘束について> 冊子 P. 11

正当な理由なく身体を拘束することは身体的虐待である。やむを得ず身体拘束をする場合は、次の3要件に該当することが必要であり ①切迫性 ②非代替性 ③一時性 さらに、3要件に合致することの判断は、やむを得ない場合の身体拘束が必要となる前に、あらかじめ管理者が参加する会議等において組織として慎重に検討した上で確認し、個別支援計画及び支援記録等に記録として記載することが必要である。

<研修ブックの活用及び研修の実施について>

- ・ 研修ブックを職員必携とし、1年間手元に置く。年度途中、採用者・転入者には随時配布。

- ・ 年度はじめに倫理要綱・行動規範、「職場内虐待防止法研修用冊子」の読み合わせを行う。
- ・ 毎月「職員セルフチェックリスト」「早期発見チェックリスト」を各職員が実施する。
- ・ セルフチェックについて、年3回（4月～7月期）、（8月～11月期）、（12月～3月期）について、チェック報告書を係長に提出する。
- ・ 年3回程度は、研修ブックその他を活用し、係内研修を実施する。
- ・ 障がい福祉センター、その他が主催する虐待防止関連の研修計画については年間計画の通りとする。

5 倫理綱領・行動規範

「足立区職員行動指針」、「足立区職員倫理要綱」、他、各係（事業）毎の倫理要綱・行動規範については別紙の通り。

- ・ 「足立区職員行動指針」は名札の裏に貼り常時、心がける。
- ・ 係毎の倫理要綱等は年間の事業計画に掲載するとともに、掲示する。

6 障がい者及びその家族からの苦情の処理の体制

(1) 利用者又はその家族からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者

苦情解決責任者 : 障がい福祉センター所長

苦情受付担当者

自立生活支援係 : 自立生活支援係長

社会リハビリテーション係 : 社会リハビリテーション係長

就労促進訓練係 : 就労促進訓練係長

生活体験係 : 生活体験係長

幼児療育係 : 幼児療育係長

庶務係 : 庶務係長

第三者委員の設置

民生委員、弁護士、学識者を第三者委員として設置。

(2) 足立区障がい福祉センター「あしすと」苦情解決組織 30年度

別紙の通り。各階に掲示する。

(3) 苦情を解決するための処理体制・手順

- ・ 苦情又は相談があった場合、利用者の状況を詳細に把握するよう、必要に応じ状況の聞き取りのための訪問を実施し、事情の確認を行う。
- ・ 苦情解決責任者は、把握した状況を受付担当者とともに検討を行い、対応を決定する。
- ・ 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行う。

詳細は、足立区障がい福祉センター苦情解決実施要綱の通りとする。

(3) 当施設以外の苦情・相談窓口

掲示及び契約時の重要事項説明にて周知する。

<社会福祉協議会に設置された、基幹地域包括支援センターにおける苦情・相談窓口>

担当部署 足立区社会福祉協議会 基幹地域包括支援センター

連絡先 TEL: 03-6807-2460、FAX: 03-5681-3374

受付時間 月～土 9:00～17:00

<東京都社会福祉協議会に設置された「福祉サービス運営適正化委員会」>

担当部署 東京都社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会

連絡先 TEL: 03-5283-7020、FAX: 03-5283-6997

受付時間 月～金 9:00～17:00

7 関連要綱・手引・マニュアル・通知等

虐待防止は、苦情解決や危機管理、安全衛生、職員のメンタルヘルス、人権意識の向上等の取組と一体で行う必要がある。また、国・都・庁内からの関連の取組、通知等を踏まえ、障がい福祉センターとしての取組を徹底していく。

<関連要綱・マニュアル>

【国マニュアル】 障害者福祉施設等における『障害者虐待の防止と対応の手引き』（虐待）

【都通知】 施設・事業所における事故等防止対策の徹底について（事故防止・危機管理）

【庁内】 「足立区障害者虐待の防止と対応マニュアル」（虐待）

「足立区障がい者虐待防止推進要綱」（虐待）

「足立区障がい者虐待防止運営委員会設要綱」（虐待）

「足立区における障がいを理由とする差別の解消に関する職員対応要領」（人権）

【障がい福祉センター内】

「足立区障がい福祉センター安全衛生委員会運営要領」（安全衛生）

「足立区障がい福祉センター危機管理実施要綱」（事故防止・危機管理）

その他、倫理要綱・行動規範は→「5」、苦情関連は→「6」の通り

8 本マニュアルの見直しについて

年1回、年度末までに見直し作業を行い、新年度の研修計画・担当者一覧等を含め更新する。

(別紙)

— 1 「障がい福祉センター虐待防止研修ブック」

虐待防止法研修用冊子

セルフチェック表

A：体制整備チェックリスト

B：虐待防止に関する取り組みの推進・改善シート

C：職員セルフチェックリスト

D：早期発見チェックリスト

— 2 係長会での「虐待防止・苦情・危機管理に関する事項」の検討・集積の定型化について

— 3 倫理要綱・行動規範

「足立区職員行動指針」

「足立区職員倫理要綱」

「体罰・性的嫌がらせ等の禁止について」

「虐待防止について」

— 4 あしすと内要綱等

「足立区障がい福祉センター苦情解決実施要綱」

「足立区障がい福祉センター安全衛生委員会運営要領」（安全衛生）

「足立区障がい福祉センター危機管理実施要綱」（事故防止・危機管理）

— 5 30年度各種役割及び研修計画について

役割表

足立区障がい福祉センター「あしすと」苦情解決組織 30年度（役割及び掲示用）

年間計画

イメージ「障がい福祉センターあり方検討委員会」からの改善策と取組スケジュール（案）

改善策			スケジュール				所管	検証方法
1 専門性と人権意識の向上、人事配置			4～6月	7～9月	10～12月	1～3月		
①	専門性の向上	外部有識者によるスーパーバイズの実施	通年実施				障がい福祉センター	
		公務員専門職としての専門性を検討・実践	検討	実施				
		外部研修の受講促進と外部機関との人的交流	検討	調整	実施			
		障がい者の人権をテーマにした研修の実施		検討	実施		障がい福祉課 人材育成課	
②	適切な人事配置による人材育成	専門性向上のための新採福祉職ジョブ・ローテーションの確立	検討	調整	実施	人事課 福祉管理課		
		サービス管理責任者の計画的育成と配置						
		支援の属人化を防ぐため各専門職の異動基準を策定						
③	柔軟な思考を生む組織	ケース担当を複数制にする				障がい福祉センター		
		異動希望者を増やす取り組み						
2 縦・横連携の強化			4～6月	7～9月	10～12月	1～3月		
①	縦ラインの強化	報告・連絡・相談のルールを決め統一に対応する				障がい福祉センター		
		担当係長も含めたレポートラインの明確化・統一化						
		所長・担当課長による職員の定期的なヒアリングを実施						
②	横連携の再構築	虐待防止委員会・危機管理委員会の設置と運営				障がい福祉センター		
		ヒヤリハット報告作成ルールづくりと内容の共有化						
		あしすとリボン・プロジェクトの実施						

3 運営の透明化・客観化			4～6月	7～9月	10～12月	1～3月		
①	外部からの 定期的な 評価の導入	指導検査の実施体制と手法の 確立					福祉管理課 障がい福祉課	
		福祉サービス第三者評価の定 期的な受審						
②	施設運営の 透明化	見学者等の原則随時受入れ					障がい福祉 センター	
4 その他			4～6月	7～9月	10～12月	1～3月		
①	センター機 能の見直し	虐待防止センターのあり方を再 検討する					障がい福祉課 障がい福祉 センター	
		地域自立支援協議会運営に 係る役割の見直し						
		通所施設の集合体ではない、あ るべきセンター機能の検討						
②								

足立区障がい福祉センター 指導検査・第三者評価受審状況

■ 東京都指導検査（実地指導）

平成 19 年 就労移行支援事業（新体系移行） → 就労促進訓練室

平成 21 年 知的障害児通園施設 → 幼児発達支援室

自立訓練（機能訓練） → 社会リハビリテーション室

自立訓練（生活訓練） → 生活体験室

就労移行支援事業（一般型） → 就労促進訓練室

■ 福祉サービス第三者評価

平成 16 年 幼児発達支援室 ・ 生活体験室

平成 17 年 就労促進訓練室 ・ 社会リハビリテーション室

平成 21 年 幼児発達支援室 ・ 生活体験室

平成 22 年 就労促進訓練室 ・ 社会リハビリテーション室